

# 入札手続等の改善に関する意見

( 最 終 提 言 )

入札制度改善行動計画の取組みの評価と

今後の入札制度等のあり方について

平成 1 5 年 3 月 1 1 日

入 札 等 監 理 委 員 会

入札等監理委員会は、これまで、入札手続に関する事後点検及び入札制度改善行動計画の推進状況の把握を行い、三次にわたり意見の申出を行ってきました。

今般、行動計画の計画期間終了に伴い、当委員会として、行動計画に基づく改善事項をはじめ、入札制度等に係るこの三年間の取組みについて、評価を行いました。

また、併せて、平成15年度以降の入札制度等のあり方について取りまとめたので、ここに提言します。

なお、入札制度等の改善は、行動計画終了後も引き続き推進すべきであり、時間の経過とともに、これらを風化させることなく、不断の見直しを行い、常により良い制度を目指していく努力を怠ってはならないものと考えます。

また、建設業界においては、国や地方公共団体の厳しい財政事情から公共投資の縮減がなされるなど極めて厳しい経営環境が続くものと考えられますが、引き続き良質な社会資本の提供や地域の発展に貢献する産業への展開など、自助努力による構造改革をより一層期待するものであります。

平成15年3月11日

入札等監理委員会

委員長 山口博司

## 入札制度改善行動計画の評価

入札制度改善行動計画（以下「行動計画」という。）の改善事項のすべてについて、試行も含め、入札制度等の改廃などの取組みがなされ、その多くが効果的に活用されているものと評価する。

行動計画の評価に当たっては、改善事項の一つひとつについて、当該目的に沿って改善事項を実現するための取組みが適切になされたかどうかの総点検を行った。

また、入札制度改革を進める中で、行動計画に掲げる改善事項を推進するための具体的措置や、行動計画には盛り込まれていないものの、行動計画と一体的に推進すべき事項について、入札等監理委員会はこれまで三次にわたって意見の申出を行ってきたところであるが、これらについてもその取組みが適切になされたかどうかの総点検を行った。

なお、個々の改善事項の評価については、別途まとめた。

## 入札制度等の改善

行動計画の取組みに対する総合的な評価は前述のとおりであるが、個別の改善事項のうち、今後の検討課題等について次のとおり提言する。

### 1 ランダム・カット式指名選考について

ランダム・カット式指名選考の扱いについては、これまでの取組みや関係法令の施行・運用状況などを踏まえた上で、見直しを行うことが適当である。

ランダム・カット式指名選考の見直しに当たっては、道民への説明責任を十分に果たしていくという観点から、平成15年度から設置が予定されている公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）等に基づく第三者機関である入札監視委員会による入札契約総合管理システムの稼働・運用状況についての点検や、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」の施行・運用状況などを踏まえた上で、廃止を含め判断することが適当である。

## 2 多様な入札方式について

農政、水産、林務、建築及び土木の各部門における行動計画最終年度の目標値である三割程度を最低限の目安としながら、引き続き活用を図るべきである。

一般競争入札、地域限定型一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札及びVE方式の活用は、事業者の受注意欲を反映し、技術的適性を把握する上で、また、行動計画の基本理念である入札契約手続の透明性、公平性、競争性を高めるという観点からも有効な方法であり、引き続き活用を図るべきである。

## 3 予定価格の事前公表について

今後も引き続き、予定価格の事前公表を継続することが適当である。

なお、落札率については、引き続き継続的なデータの把握に努めることとし、高止まりなどの状況が明らかとなった場合には、その時点で適切な対応を検討する必要がある。

予定価格の事前公表については、入札・契約手続の透明性を確保することや予定価格を探ろうとする不正な動きを防止することに効果があると認められることから、平成14年度から段階的に本格実施することとしたところであるが、落札率については、現時点においては、予定価格の事前公表の有無によって著しく高止まりになっている状況にはない。

## 4 入札契約総合管理システムについて

引き続き入札契約総合管理システムのデータの蓄積に努め、指名選考の高度化を図るべきである。

道では、指名選考に必要な各種データの共有化を実現すべく、入札契約総合管理システムの整備を行ってきた。それまでの指名選考の恣意性、閉鎖性を排し、共有するデータから選考するという点で、指名基準の見直しによる絞り込み手法の導入とともに、公平性、透明性の観点から評価できるものである。

## 5 第三者機関の設置

行動計画の計画期間終了に伴い、入札等監理委員会は平成14年度末をもって廃止することとなるため、平成15年度以降は、入札契約適正化法等に基づく第三者機関を設置すべきである。

## 6 その他

### (1) 試行中の制度について

行動計画において、試行することとした制度等については、できるだけ早期に試行結果を検証し、本格実施等の取組みを行うべきである。

### (2) 談合情報の取扱いについて

談合情報が寄せられた場合の対処として、談合情報対応手続に基づき統一的な処理をすることができることから、各発注機関にとっては効果的である。

しかし、依然として談合情報が寄せられており、また、談合情報が増加傾向にあることから、今後、他県等の状況なども踏まえ、一層の抑止効果が働くよう検討を行う必要がある。

### (3) 落札率について

近年の厳しい財政状況の中で、良質な社会資本をより低廉な価格で調達、提供することが一層求められているところであり、企業間の競争を通じて公正な価格を得るという競争入札本来の機能が有効に発揮されているかどうかについて、落札率の推移などを常に注視していく姿勢が必要である。

## 今後の入札制度等のあり方

### 1 入札制度の改善

行動計画に掲げられた改善事項の多くは、入札、契約手続の透明性、公平性、競争性を高めていくという点で、入札契約適正化法及びこの法に基づく適正化指針（平成13年3月9日閣議決定）による取組みと軌を一にしている。

したがって、今後も引き続き行動計画の改善事項の推進に努めるとともに、入札契約適正化法等に則り、公共工事の入札、契約の適正化を促進し、公共工事に対する道民の信頼の確保に努めなければならない。

なお、行動計画は計画期間を終了するが、道の進める入札制度改革に終わりはない。今後予定されている電子入札システムの導入や支庁、土木現業所等発注機関の統合などを踏まえ、関係部局において、その時機に応じた不断の見直しを心がけなければならない。

### 2 職員の意識改革

今回の一連の改革は、組織的構造的に行われた不適正な行為を二度と繰り返さないとの決意のもとに進められてきたものであるが、何より大切なことは、制度を運用する職員一人ひとりの徹底した意識改革である。

今後とも、すべての事業発注が税金をもとに道民の負託によって行われていることを常に念頭において公共工事の執行に努めることが必要である。

### 3 電子入札システム

電子入札システムは、入札、契約手続の透明性を高める上で一層効果的であり、また、行政運営の効率化や事業者の利便性の観点からも大きな効果が期待できるものとする。

道では、現在、全庁的な電子調達システムの導入に関する検討を行っているところであるが、国等の導入・運用状況などを踏まえ、早期導入に向けて積極的に取り組むべきである。

## 入札等監理委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	山口 博司	北海道副知事
副委員長	高尾 和彦	北海道総務部長
委 員	金井 一頼	北海道大学大学院経済学研究科教授
委 員	伊藤 隆道	弁護士
委 員	梶井 祥子	北星学園女子短期大学非常勤講師 北海道武蔵女子短期大学非常勤講師
委 員	山本 邦彦	北海道総合企画部長
委 員	前田 晃	北海道総合企画部政策室長
委 員	荒木 正昭	北海道出納局長